

税務

連結納税見直し、2年度改正での実現確定

企業関係税制の行方 研究開発・外国税額控除のグループ調整計算維持

要約

- ▶ グループ通算制度の導入が確定、研究開発税制及び外国税額控除のグループ調整計算は維持。
- ▶ 消費税(法人)の申告期限1か月延長、(一定のユーザンス金利の部分合算対象からの除外)、特定資産の買換え特例の延長の実施、5G投資促進税制、オープンイノベーション促進税制の創設も確定。財源確保のため「ムチ税制」の要件を厳格化も。

令和2年度税制改正議論の中でまず注目されるのが、同年度税制改正の最大の目玉である連結納税制度の見直しの行方だ。連結納税制度の見直し議論では、研究開発税制と外国税額控除など各制度の「グループ調整計算」の存廃を巡る調整が難航するなど、令和2年度税制改正での見直し実現に暗雲が漂っていた。しかし、結論から言えば、少なくとも令和2年度税制改正での見直しが実現することが確定した。

焦点となっていた研究開発税制及び外国税額控除についてはグループ調整計算が維持される。今回の改正の趣旨は、個別の連結法人における修正・更正の影響が他の連結法人に及ばないようにすることにあるが、グループ調整計算を維持しつつ影響も遮断するという“二兎を追う”内容となる。

ただし、グループ全体の税額控除額の個

社への按分方法については、個別申告方式への移行を踏まえ、変更が生じる見込み。例えば研究開発税制については、現状、グループ全体の税額控除額を試験研究費の支出割合に応じて各連結法人に按分し、個別帰属額を算出しているが、改正後の連結納税制度（以下、グループ通算制度）は「個別申告方式」となるため、これまで通り試験研究費の支出割合で按分すると、試験研究費の額は多いが所得・税額がそれほど多くない法人（例えばコストセンターの親会社）では控除対象額を控除しきれず、逆に、試験研究費の額は少ないが所得・税額が多い法人（例えば販売子会社）では控除対象額が少なくなり控除枠が余ってしまうという問題が生じる。そこでグループ通算制度では、グループ全体で算出した税額控除額を各法人の試験研究費以外のアロケーション・キーで按分すべきではないかとの指摘がある。仮に試験研究費ではなく、各法人の法人税額の比で按分する場合、グループ全体では控除対象額を使い切れなくなるという事態は回避できる。ただし、試験研究を行っている会社に控除額が帰属せず、試験研究を行っていない会社に控除額が帰属するというアンバランスな結果となるため、税額控除を行った後のグループ内の法人間の精算、及びその税務上・会計上の取り扱いが課題となろう。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい

T&A master No.814 2019.12.9